

# くらしき

2023年

## 農業委員会だより

No. 35



### 主な内容

- あいさつ・委員活動紹介  
会長あいさつ、農業者年金、委員活動紹介 など 2-3
- 農業支援活動・農家の紹介  
倉敷アブレイズ農業支援、新規就農農家の紹介 4-5
- 農業委員会・税制課からのお知らせ  
相続登記義務化、下限面積要件撤廃、農耕用小型特殊自動車について 6-7
- 貸借料情報など  
編集後記 8

## ごあいさつ

早春の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より農業委員会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、原油価格や物価の高騰の波が押し寄せました。農業者の活動も厳しさを増しておりますが、皆で手を携えて、この難局でもできることを考えて前を向きたいと思っております。

今後とも農業委員会の使命を十分に果たすべく、地域と行政の橋渡し役として活動して参る所存でございますので、より一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。



会長 吉田 幸夫



## 野焼きに注意！

農作業でやむを得ない場合は野焼きが認められていますが、作業する場合は安全に注意しながら行いましょう。

消防署は野焼きから火災になることが多いことから、次のことを注意喚起しています。

▼ 消防署に届けましょう（電話での届出可能）

◆ 風が強いときはやめましょう

◆ 消火器・水バケツなど消火準備をしましょう

◆ 少しずつ燃やしましょう

▼ 危険を感じたら119番通報しましょう

◆ 完全に消えるまで、その場にいきましょう

◆ 「時間」・「場所」・「風向き」などに注意し、ご近所の生活に配慮しましょう。



## 農業者年金で 豊かな老後を迎えましょう

3つの要件を満たせば、どなたでも加入できます。

① 60歳未満または60～64歳の国民年金の任意加入者

② 国民年金第1号被保険者

③ 年間60日以上農業に従事

農業者年金のお得なポイント

① 年金は生涯受け取れます。

② 一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります。

③ 保険料は全額社会保険料控除の対象です。

農業者年金の詳細は  
同封のチラシをご覧ください

# 農業委員・推進委員活動紹介



おかやま女性農業委員会活動報告

小山委員・百本委員

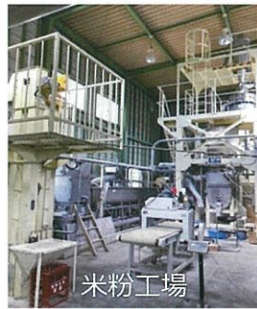
## 備中地区ブロック研修会

10月3日(月)に新見市において、おかやま女性農業委員会備中地区の研修が行われました。米粉工場、りんどうほ場、ピオーネほ場などが研修場所でした。

いずれの場所においても、自らその場所において生産を始められた、言わば開拓者の方が代表を務められるところでしたので、どういう思いから生産を始めようと思ったのか、生産を軌道に乗せるまでの試行錯誤、またその後の品質向上に対する姿勢について、熱量をもって伺いすることができました。(小山)



りんどうほ場



米粉工場



ピオーネ収穫



研修風景

## 中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会

11月24日(木)に岡山コンベンションホールにおいて、中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会が開催されました。

中四国9県を一巡して10年ぶりに岡山での開催だそうです。コロナ禍の中で、シンプルイズベストをモットーに研修内容の充実と心を込めてお迎えしようと県下の女性委員が一丸となって当日を迎えました。

「ともに支える農業～語ろう・つながろう・たのしもう～」というテーマのもとでの開催となりました。ビデオメッセージ、事例発表はとても素晴らしかったです。

また、新潟食糧農業大学の青山浩子准教授の講演は取材と研究からとてもわかりやすい内容で、女性農業委員がこれからますます輝いていくための指針をいただいたと思います。

私は前半の司会を担当し緊張の連続でしたが、皆様のご協力が無事務めることができ、貴重な体験だったと感謝しています。県下の女性委員は55名ですが、我が倉敷は現在2名という少なさでありちょっと淋しいです。近隣市町村では積極的に女性登用が進められていると感じます。農業の場でも男女が協働して夢を持って従事できる、若者たちがやりたくなるような農業にしていけたらと改めて思います。そのために、今後も女性委員が増えるよう働きかけと活動に力を入れていきたいと思っています。(百本)



会場の様子



司会



案内係

# 倉敷アブレイズ農業支援活動



女子バレーボールチームの挑戦 事務局からの報告（表紙に掲載されています）

倉敷市内に拠点を置く、女子バレーボールチーム「倉敷アブレイズ」をご存じですか？

農業とは無縁と思われるバレーボールチームですが、トレーニング中に見かける荒れた農地が年々増えているように感じていたそうです。水島地区の農業委員からバレーボールチームがあること、地域での農業支援を希望していることなど情報が寄せられました。農業委員会として何か協力できないかと思い、お話を伺いましたが、社会貢献活動の一環として「労働力を提供すること」で農業支援活動に繋がりたいと熱く語っていただきました。

具体的には繁忙期の田植え、稲刈り、雑草処理、農作物や米作りのノウハウを指導していただき、担い手不足の農家とチームの人材をマッチングできれば良い支援に繋がると思われたようです。当初は米作りをメインに考えておられたようですが、市内はフルーツの栽培が盛んな土地柄であることから、果樹にも興味があるとの話がありました。農業委員・農地利用最適化推進委員に情報提供したところ、協力してくださる農家が見つかりました。まずは、農家との顔合わせ、実際のほ場・作業内容の確認などを経て初めての農業支援活動が始まりました。



## 農業支援活動

桃栽培・・・摘花、摘果、袋かけ、収穫  
米栽培・・・籾まき、田植え、刈り取り  
遊休農地・・・草刈り作業

## 農作業以外御活動

五日市町内の川清掃  
八間川花いっぱい運動の花植え  
ジャンボタニシの駆除活動 など

引用：倉敷アブレイズ会報より

農家の話を聞くと、「高齢で足腰が弱くなり作業が大変になってきたが、後継ぎ・担い手がない。夫婦で助け合いながら何とか作業しているのが現状」と語られました。その手助けとして若い方が楽しく笑顔で農作業に励む姿は、農家の方々を元気にしているように感じます。

農家の方々は、むかし取った杵柄、まだまだ若い者には負けないとばかりに自らがお手本となり農作業のノウハウを伝授してくださっています。

お互いに助け合う活動が今後も続くことを祈らずにはられません。

昨年春から倉敷アブレイズの農業支援活動を応援・見守ってきましたが、本業のバレーボールも今まで以上に応援したいと思います。

## 2023-24シーズンはVリーグ参入が決定し順風満帆！

### 頑張れ、倉敷アブレイズ！！



#### チーム紹介

倉敷アブレイズは倉敷市南畝を本拠地とする女子バレーボールの実業団チームです。

2023-24シーズンのV.LEAGUE(ブイリーグ)参入が内定しています。



※ V.LEAGUE(ブイリーグ)とは日本バレーボールリーグ機構が2018年から主催する、日本のセミプロバレーボールリーグです。

## 新規に就農された農家さんの紹介

百本推進委員の紹介で、真備町箭田地区を中心に主に米耕作の受託作業をされている岡大生<sup>ひろき</sup>さん取材しました。

「中学生のころから祖父の手伝いを始めて、身近に見てきて農業に親しみがありました。18歳から本格的に携わり、兼業の長距離トラック運転で資金を集め、2年前に個人事業主となって専業にたどり着きました。倉庫も新築し、家族経営に加えてアルバイトも1人雇用しています。現在は5haほどで水稻をしており、新しく始めるゴマも、来年から出荷できる予定で軌道に乗ってきました。」とのことでした。

米価の下落と、昨今の物価高で肥料が高騰するなど苦しいところですが、近隣の耕作放棄地を憂い、まだまだ余力があって拡張できるそうです。その意欲に期待しています。



## 農業委員会からのお知らせ

### 相続登記が義務化されます 農地も例外ではありません！

不動産を相続した場合、その不動産の名義を亡くなった方から相続した人に名義変更する必要があり、この手続きを「相続登記」と言いますが、これまで相続登記は「当事者の任意」に任せられていたので、登記しないまま放置されている土地が増えて問題になっていました。

このような問題を受けて、2021年4月に「相続登記を義務化する」改正法案が可決され、2024年4月1日に施行されます。改正法が施行されると、相続で不動産取得を知った日から3年以内の登記が義務づけられ、正当な理由なくそれを怠った場合には、罰則【10万円以下の過料】の対象となります。また、施行日は未定ですが、所有者の氏名、住所、名称等の変更についても、変更があった日から2年以内に変更登記をしなければならなくなります。こちらも違反すると、罰則【5万円以下の過料】が科せられることとなります。

現在すでに相続登記や変更登記せず放置されている土地についても無関係でなく、義務化の対象になりますので、今のうちから対処しておくことが必要です。

新しくできる制度もあります。遺産分割協議がまとまらないなど速やかに相続登記ができない場合の相続人申告登記や、相続や遺贈を受けた土地を管理できないために手放して国庫に帰属させる制度が創設されますが、厳格な要件を満たす必要があるため、事前に十分に調べておく必要があります。

### 農地法第3条の規定による「別段の面積(下限面積)」の撤廃について

耕作を目的に農地の権利を取得する場合には、取得時の経営面積に下限が設けられており、定められた面積未満の経営面積しかない場合は農地の取得ができません。(下限面積要件) 農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われることにより、遊休農地や耕作放棄地の発生を防止するためです。

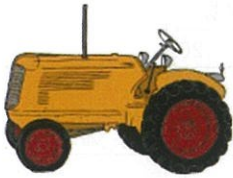
しかし、現在は農業従事者の高齢化や後継者不足、不在地主の増加など、農地の有効利用が難しい状況にあり、小規模の面積での担い手の確保が喫緊の課題となってきています。農林水産省は、今後、農地法による農地の権利取得時の下限面積要件を廃止し、新規就農の受け入れや移住定住、空き家の活用を促進します。

令和5年4月1日から施行されます。

乗用装置のある  
 トラクター・コンバイン・田植え機等  
 (農耕用の小型特殊自動車)  
 をお持ちの方へ

◎ 乗用装置のあるトラクター，コンバイン，田植え機等は，

軽自動車税種別割が課税されます。(申告必要)



軽自動車税種別割の申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。

Q&A

Q 1	田んぼや畑でしか使用しない(公道を走らない)のに、ナンバープレートをつけなければならないの？		
A 1	軽自動車税種別割は <b>所有していることに基づいて課税</b> されます。公道走行の有無とは無関係です。所有している場合は、必ず申告をしてください。		
Q 2	農耕用の小型特殊自動車には、どんな車両があるの？		
A 2	農耕トラクター，農業用薬剤散布車，刈取り脱穀作業車(コンバイン)，田植え機，農耕作業用トレーラ等で、最高速度が35km/h未満のものが該当します。		
Q 3	申告するには、何が必要？また、申告窓口はどこ？		
A 3	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <div data-bbox="485 1357 780 1424" data-label="Section-Header"> <p>①販売店から購入</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者の本人確認資料</li> <li>・販売証明書</li> </ul> <p>(車台番号，メーカー名等の記載のあるもの)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <div data-bbox="1134 1357 1366 1424" data-label="Section-Header"> <p>①以外の場合</p> </div> <p>譲り受けたなどの場合は、 倉敷市役所(税制課)まで、お問い合わせください。</p> </td> </tr> </table>	<div data-bbox="485 1357 780 1424" data-label="Section-Header"> <p>①販売店から購入</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者の本人確認資料</li> <li>・販売証明書</li> </ul> <p>(車台番号，メーカー名等の記載のあるもの)</p>	<div data-bbox="1134 1357 1366 1424" data-label="Section-Header"> <p>①以外の場合</p> </div> <p>譲り受けたなどの場合は、 倉敷市役所(税制課)まで、お問い合わせください。</p>
<div data-bbox="485 1357 780 1424" data-label="Section-Header"> <p>①販売店から購入</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者の本人確認資料</li> <li>・販売証明書</li> </ul> <p>(車台番号，メーカー名等の記載のあるもの)</p>	<div data-bbox="1134 1357 1366 1424" data-label="Section-Header"> <p>①以外の場合</p> </div> <p>譲り受けたなどの場合は、 倉敷市役所(税制課)まで、お問い合わせください。</p>		
Q 4	小型特殊自動車の税額はいくらですか？		
A 4	農耕作業用(トラクター，コンバイン，田植え機等)… <u>年間 2,400円</u> ※法人税及び個人所得税の収支計算上，納付された税額が必要経費として認められます。 ※購入金額は，減価償却額又は減価償却費として損金又は必要経費に計上することができます。		

農耕用の小型特殊自動車に関する申告は，市役所税制課又は各支所の税務窓口までお願いします。

問合わせ先



〒710-8565  
 倉敷市西中新田 640 番地  
 倉敷市税制課 諸税係  
 TEL : 086-426-3175

# 賃借料情報(令和4年)



これは、令和4年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）です。

借料情報は、話し合いの際の目安にさせていただくための資料であり賃借料の金額を強制するものではありません。賃借料を決定する際は、両者でよく協議してください。

## 1 田（水稲）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧倉敷市	5,200	9,600	2,300	164	
旧船穂町・旧真備町	7,000	10,000	3,000	17	
(参考) 倉敷市全域	5,600			213	

## 2 田（レンコン）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
倉敷市全域	35,800	50,000	15,000	26	

## 3 畑（普通畑）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
倉敷市全域	10,000	10,000	10,000	1	

## 4 畑（樹園地・ブドウ）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
倉敷市全域	21,500	40,000	8,000	14	

## 5 畑（樹園地・モモ）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
倉敷市全域	8,100	11,400	4,500	54	

## 6 畑（花き）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
倉敷市全域	27,600	30,000	25,100	2	

※ 賃借料が物納支給（水稲）の場合、60kg 当たり 9,500 円に換算している。  
 ※ データ数は集計に用いた筆数である。  
 ※ データは賃借料（有償）のみの集計とし、使用貸借（無償）は含めていない。



全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けています。  
 全国の農業情報満載ですので、是非ご購入を！



毎週金曜日発行 B3版 8～10頁建 購読料：月額700円（税込・送料込）  
 全国農業新聞のホームページ <http://www.nca.or.jp/shinbun/index.php>

内容に関することは本庁・各支所へ



問合せ先	
児島駐在 (児島支所内)	〒711-8565 倉敷市児島小川町 3681-3 Tel 086-473-4374
玉島駐在 (玉島支所内)	〒713-8565 倉敷市玉島阿賀崎 1-1-1 Tel 086-522-8126
真備駐在 (真備支所内)	〒710-1398 倉敷市真備町箭田 1141-1 Tel 086-698-5042
庄支所 産業建設係	〒701-0111 倉敷市上東 756 Tel 086-462-1212
茶屋町支所 産業建設係	〒710-1101 倉敷市茶屋町 2087 Tel 086-428-0001
船穂支所 産業係	〒710-0293 倉敷市船穂町船穂 2897-2 Tel 086-552-5110

## 編集後記

くらしき農業委員会だよりNo.35をお届けいたします。  
 コロナ前の生活はどのような感じだっただろうかと、思い出す時間が必要なほど私たちの生活・行動は変わってしまったように思います。  
 この先、どんな世の中になるのか、生活に密着した農業に携わる方々は不安だと思います。農業・農業者を支える私たちがしっかりと将来を見据えて情報収集に努めながら、活動していきたいと思っております。

編集委員 貝原良幸 中野恒夫 百本恵子  
 平井正敏 吉田幸夫 (50音順)



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。